

# ぱんだ通信

From 辻守(つしまもる)司法書士事務所

辻守司法書士事務所から  
お知らせや知って得する  
法律情報をお伝えします！



2015年春号 Vol.10



## 辻守事務所所長から皆さまへご挨拶

挨拶

### ■ニュースレター 第10号です。もうすぐマイナンバー制度が始まります



最近、マイナンバー制度という言葉をよく耳にします。そもそもマイナンバーとはなんでしょうか。マイナンバーとは、「**国民一人ひとりが持つ12桁の番号**」の事です。そしてこのマイナンバーが**平成27年10月**から住民票を有する全ての人に通知されます。そして、通知後に市町村に申請すると「**個人番号カード**」が交付され、**平成28年1月**から「**社会保障・税・災害対策**」の**行政手続**が必要になります。

マイナンバーは、「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会を実現」というメリットがあるとされています。

さてこのマイナンバー制度ですが、**平成30年**には、**戸籍にも適用**という可能性があり、遺産相続の行政手続の際にも戸籍謄本が不要になる場合もありそうです。今後どうなるのか注目ですね！！



## 教えて！辻先生！ テーマ：「遺産整理業務」

Q&A

**Q.** 先日、夫が亡くなりました。夫には、不動産のほかにも預貯金や株式などがあります。不動産の名義変更(登記)は司法書士の専門と聞いているのですが、不動産の名義変更だけでなく、預貯金や株式などの名義変更の手続を全てお願いすることはできますか？

**A.** はい、全ての相続財産の名義変更手続を依頼できます。  
司法書士の業務と言うと一般的には、「登記」の事だけが知られていますが、相続人からのご依頼による相続財産管理・処分の業務も可能です。遺産整理業務とは、「被相続人名義の相続財産を、遺産分割協議にしたがって各相続人に配分する業務」です。  
司法書士による遺産整理業務は、平成14年の司法書士法改正により明文化された新しい業務です。現在、このような業務を取り扱うことが法律上認められているのは、弁護士・司法書士・信託銀行だけです。



### 法律の紹介 ～遺産整理業務の根拠条文～

#### 司法書士法施行規則第31条

司法書士法第29条第1項第1号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

一 **当事者その他関係人の依頼**又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、**他人の財産の管理若しくは処分を行う業務**又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務

### お客様の声をご紹介します。

親切でいねいにわかり安く説明されまして、よく納得しました。関係の子供達とよく相談して、またお願いすることがあると思いますのでよろしくお願ひいたします。(瀬戸市 O様)

明確なアドバイスを戴き感謝致します。出来る事は早めにアクションを起こし、実行のみと感じます。今後共よろしくお願ひ致します。有難うございました。(名古屋市 A様)

## ちょっと、ひとこと



季節の花を楽しむのが好きですが、まだ桜の木が春の準備をしているころ、娘の初めてのピアノの発表会がありました。本人の緊張は私に移りリラックスしていた娘。本番もいつもの通りの出来栄であったようです。「ねえ上手だった？」の言葉にたっぷり褒めて満足な様子！  
応援する側としては子供にキラキラの眼で見つめられ、ひと足早い笑顔の花を見ることが出来ました。(担当：白井)



## 辻守司法書士事務所

〒465-0048 名古屋市名東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30A  
TEL 052-771-9192 FAX 052-771-9198  
HP <http://www.mamoru-tsuji.com/>

無料法律相談受けダイヤル



0120-783-340

受付時間  
9:00～18:00



当事務所の法律相談は**初回無料**です！